

持続可能な鉄道接続型地域交通モデル調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、大船渡市（以下「当市」という。）が実施する持続可能な鉄道接続型地域交通モデル調査業務（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、公募型プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）の提案の具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務名

持続可能な鉄道接続型地域交通モデル調査業務

(2) 内容

別紙「持続可能な鉄道接続型地域交通モデル調査業務 委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 提案限度額

6,670,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であり、提案価格はこの額を超えてはならない。

(5) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

※価格面と技術面を総合的に評価し、委託契約候補者を選定する。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

なお、契約締結後であっても、要件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

(1) 本プロポーザルが公表された日から契約締結の時までの間に、当市からの受注業務に関し、指名停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。

(5) 大船渡市営建設工事等暴力団排除措置要綱（平成14年告示第61号）別表の措置要件に該当しない者であること。

(6) 租税公課の滞納がないこと。

3 提案手続

内 容	日 程
(1) 実施要領等の公告 ※市ホームページ上	令和8年7月22日（水）
(2) 質問の受付期限	令和8年7月28日（火）午後5時
(3) 参加申込書の提出期限	令和8年7月31日（金）午後5時
(4) 企画提案書の提出期限	令和8年8月6日（木）午後5時
(5) プレゼンテーションの実施に関する通知	令和8年8月7日（金）予定
(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定	令和8年8月19日（水）午後予定
(7) 結果通知	令和8年8月26日（水）予定

(1) 提案募集の期間及び方法

■募集期間 令和8年7月23日（木）から令和8年8月6日（木）午後5時まで

■募集方法 市ホームページ上で公表する。

(2) 質問の受付

本プロポーザルでは説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和8年7月28日（火）午後5時まで

■方 法 質問書【様式第5号】により電子メールで受け付ける。

■連絡先 E-mail : ofu_kouwan●city.ofunato.iwate.jp

※「●」を「@」に置き換えること。

■回 答 回答については、随時、市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

■期 限 令和8年7月31日（金）午後5時 必着（持参又は郵送）

■提出物 ア プロポーザル参加申込書【様式第1号】

イ 同種・類似業務実績整理表【様式第2号】

ウ 会社概要【様式第3号】

エ 配置技術者調書（管理技術者）【様式第4-1号】

オ 配置技術者調書（主担当技術者）【様式第4-2号】

カ 実施体制表【任意様式】

■部 数 正本1部（紙媒体）、副本4部のほか、上記提出物1式を記録した電子媒体（CD、DVD又は提案者のオンラインストレージ経由での提供とする。）

■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市商工港湾部港湾振興課 交通通信係 宛

《参加申込書提出に係る留意点》

・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式第6号】を提出すること。

なお、提案を辞退した場合においても、当市に係る他の案件での入札には一切影響がない。

・1事業所当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期 限 令和8年8月6日（木）午後5時 必着（持参又は郵送）

■提出物 ア 企画提案書送付文【様式第7号】

イ (任意様式) 企画提案書

- ・A4判、横書き、左綴じ(A3折込可)、10ページ以内(着色可)
- ・作成に当たっては、イラストやサンプル画像を掲載するなど、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつけるなど、専門知識が無くても理解しやすいように配慮すること。

ウ (任意様式) 見積書

- ・提案に必要な一切の経費を含めること。

エ 定款

オ 財務状況のわかる直近の書類

カ 租税公課を滞納していないことがわかる参加申込書の提出時点における直近の公的証明書類(租税公課の納税証明書等)

キ その他、企画提案の説明に必要な資料

■部 数 正本1部(紙媒体)、副本4部のほか、上記提出物1式を記録した電子媒体(CD、DVD又は提案者のオンラインストレージ経由での提供とする。)

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該プロポーザルの目的以外には使用しない。

(5) プレゼンテーションの実施に関する通知

募集提案内容について、プレゼンテーションを実施する。

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、提案者に対して通知する。

■通知日 令和8年8月7日(金) 予定

■通知方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選考委員会で審査・評価を行い、契約候補者を選定する。

また、同じ点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日 程 令和8年8月19日(水) 午後

■場 所 大船渡市役所本庁舎(Zoom等を利用したオンラインによるプレゼンも可とする。)

■実施期間 時間は25分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション(準備含む)	15分
質疑応答	10分

■留意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。

ウ 提案書等を投影するディスプレイ及びHDMIケーブルは、当市が準備する。ただし、プレゼンテーション用のパソコン、その他のOA機器等は、提案者で準備、設置する

こと。

エ 提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消し、又は変更することは原則できない。

オ 受付時間までに受付を行わない場合は参加を辞退したものとみなす。

(7) 結果通知

■日 程 令和8年8月26日（水） 予定

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査内容及び審査経過については公表しない。

4 契約

(1) 契約手続

ア 当市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続きにより、改めて見積を行い、契約を締結する。

イ 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等に基づき作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、当市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

他の業務との調整に伴い、業務内容及び契約金額を変更する場合がある。

(4) 契約金額

本業務の遂行に必要な経費で、当市予算の範囲内の額とする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、当市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

5 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚

- 偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案の場合
- ・本実施要領に違反すると認められる場合
 - ・その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 本プロポーザル実施後、関連する事項について、当市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

6 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
大船渡市商工港湾部港湾振興課交通通信係 担当：村上
Tel： 0192-27-3111 (内線118)
E-mail： ofu_kouwan●city.ofunato.iwate.jp
※「●」を「@」に置き換えること。